

令和3年度 大師公園有効活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和3年度 大師公園有効活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 川崎駅周辺地区では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さを活かした、広域的な集客機能を備えたまちづくりを段階的かつ戦略的に進めている。

平成28年3月には、羽田空港の国際化や臨海部における先端産業・研究開発の集積といったポテンシャルの向上等、川崎駅周辺を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな課題等に対応したまちづくりを推進するため、「川崎駅周辺総合整備計画」を改定し、「魅力と活力ある広域拠点の形成」や「個性的でにぎわいのあるまちづくり」等、6つの基本方針に沿ったまちづくりを実施している。

近年、国において都市再生特別措置法の改正（平成23年10月）など、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、本市でも、駅前の公共空間を活用したイベントの実施等、賑わい創出や商業活性化の取組を進めている。

また、国において「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」が公表されるなど、夜間を含めたまちの魅力向上が着目されており、本市としても、24時間稼働する羽田国際空港至近という地理的優位性を活かした魅力創出が求められている。

本業務は、社会情勢の変化を見据え、密を避けるなどの「ニューノーマル」を実践しながら、川崎駅周辺のポテンシャルを最大限に活かす取組の一つとして、大師公園における夜間も含めた魅力創出に繋がる実証実験を実施し、今後の有効活用に向けた検討を委託するものである。

(業務内容)

- 3 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共空間を活用した実証実験の実施

大師公園（川崎市川崎区大師公園1）において、社会情勢の変化を見据えながら、立地やポテンシャルを活かしたイベントを開催し、今後の継続的な活用にあたっての課題を整理する。

① イベント全体の具体的実施内容に関する企画提案・事前調整

- ・実施する時期及び期間は、9～10月の1日若しくは連続した2日間を基本とする
- ・実施するコンテンツは、夜間だけでなく、日中の時間帯も活用できるものとする

- ・本市内で実施されている事業や本市内を中心に活動している地域人材を活かしたコンテンツの実施等、川崎の魅力を発信するものにする
- ・新型コロナウイルスを想定し、密を避けるなどの「ニューノーマル」の実践等、社会情勢を踏まえた実施内容にする
- ・適切に予備日を設けるなど、雨天時の対応についても検討をすること。

②参加者の募集方法の企画及び広報の実施

③イベントの開催及び参加者へのアンケート調査の実施

④実証実験の結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用に向けた課題と提案

(2) 報告書作成

本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(実施計画書)

4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

5 契約締結日から令和4年3月15日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

6 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

7 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

8 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

9 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民及び道路利用者などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

10 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議す

るものとする。

(秘密の保持)

11 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

12 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。

(成果品)

13 成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 報告書 (概要書含む) | 1 部 |
| ・ 業務の実施状況が分かる写真 | |
| ・ 本業務遂行時において作成した成果物 (計画書や広報物等) | |
| ・ 参加者に対するアンケートの集計結果 | |
| ・ 実証実験の結果を踏まえた、次年度以降の継続的な活用に向けた課題と提案 | |
| ・ その他本市が必要と認めるもの | |
| (2) 報告書の電子データ (CD-R) | 1 式 |

(イベントの中止について)

14 新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等、やむを得ない理由によりイベントが中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。